

震災で失われた修了証の再交付について（お知らせ）

平成23年東北地方太平洋沖地震で被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

財団法人日本防火協会では、この地震で被災された方が、当協会発行の防火管理講習修了証又は防災管理講習修了証を失われた場合は、下記のとおり修了証の再交付手数料を免除することといたしましたのでお知らせします。

記

1 対象者

2の対象地域にお住まいの方又は勤務されている方で、地震による建物等の損壊、火災又は津波等により、当協会発行の防火管理講習修了証又は防災管理講習修了証を失われた（汚損、破損等を含む。）方を対象とします。

2 対象地域

都道府県	市 町 村
青森県	八戸市及び上北郡おいらせ町
岩手県	県内全域
宮城県	県内全域
福島県	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、国見町及び川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町及び天栄村、耶麻郡磐梯町及び猪苗代町、河沼郡会津坂下町及び湯川村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、泉崎村、中島村及び矢吹町、東白川郡棚倉町及び矢祭町、石川郡石川町、玉川村、平田村、浅川町及び古殿町、田村郡三春町及び小野町、双葉郡広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡新地町及び飯舘村
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、大洗町及び城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町並びに北相馬郡利根町、栃木県宇都宮市
千葉県	旭市、香取市、山武市及び山武郡九十九里町
新潟県	十日町市、上越市及び中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

3 免除期間

期限未定です。

4 免除額

修了証再交付手数料額

ただし、当協会への再交付申請書の郵送費等は、申請者負担とさせていただきます。

5 再交付申請方法

別紙の申請書に必要事項を記入し、当協会に郵送するかFAX送信してください。

送付先 〒105-0001

東京都港区虎ノ門 2-9-16 日本消防会館内

財団法人 日本防火協会 業務部

電話 03-3591-7121

FAX 03-3591-7130

6 その他

- (1) 当協会が発行した修了証以外の修了証については、修了証の交付を受けた消防本部等にお問い合わせください。
- (2) 申請書がダウンロード（印刷）できない場合は、当協会にご請求ください。

防火・防災管理講習修了証「再交付」申請書

財団法人 日本防火協会 殿

平成 年 月 日

修了証番号	第					号	修了証種別	防火管理 ・ 防災管理	
交付年月日	平成		年		月	日	受講場所	都道府県	区市町村

※再交付できる修了証は、(財)日本防火協会主催の講習で取得した修了証のみです。
 再交付申請を行う前に、(財)日本防火協会に電話(03-3591-7121)で「再交付の可否」を確認してください。
 この場合、修了証番号、交付年月日、受講場所は、空欄で差し支えありません。
 ※修了証種別は、再交付を要する修了証の種別に○を付けてください。

修了者	フリガナ							生年月日	本籍
	氏名	(姓)		(名)				昭和 平成	年 月 日

再交付理由	地震により被災
	被災場所：

※被災した場所(市町村名)を記入してください。

修了証送付先	〒						都道府県	市区郡
	電話番号	()	※携帯電話可			
	問い合わせ先	()				

※送付先は、建物名称等と部屋番号まで記入してください。
 問い合わせ先が会社である場合は、社名、所属等を付記してください。

※協会処理欄(記入しないで下さい)

受付	平成		年		月		日
処理経過	受付	手数料	発送	備考			
	/	/	/				
講習会番号			受講番号				

手数料払込受領証等の貼付欄

貼付不要

手数料免除

日本防火協会ホームページ <http://www.n-bouka.or.jp/>

この申請書は、下記に郵送するか、FAX送信(FAX番号：03-3591-7130)してください。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 財団法人 日本防火協会 業務部

備考 ご記入いただいた情報は、防火管理講習における修了証、名簿等及び修了者のデータベースの作成として利用し、目的以外には使用いたしません。